

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
 - 保安林の指定
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除
 - 土砂災害警戒区域等の指定
- 【公告】
- 種畜証明書の書換交付
 - 県営土地改良事業計画の縦覧
 - 基本測量の終了
 - 公共測量の終了
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

指導監査室

治山課

防災砂防課

”

畜産課

耕地課

監理課

”

建築指導課

目次

担当課（室）

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

◎岡山県告示第四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

COCOROケアサービス

2 所在地

岡山県津山市津山口一七三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社One Heart

2 所在地

岡山県津山市津山口一七三―一

三 指定年月日

平成三十一年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三九四

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アライヴ総社

2 所在地

岡山県総社市真壁一二九二―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

アビリティイ合同会社

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

2 所在地

岡山県総社市真壁一二九二―二

三 指定年月日

平成三十一年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三九五

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

高梁市高倉町田井字梨原之上一六六五、字梨原ノ上へ一六六六、一六六七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

◎岡山県告示第四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、瀬戸内市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二二K牛窓町牛窓〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町牛窓〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町牛窓〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町牛窓〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町鹿忍〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町鹿忍〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町千手〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町長浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町長浜〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K牛窓町長浜〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町下笠加〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町下山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

二二二D 邑久町虫明〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町虫明〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町虫明〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町虫明〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町豊原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町尻海〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町尻海〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D 牛窓町鹿忍〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二K 長船町土師〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 長船町磯上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 長船町磯上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町虫明〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町箕輪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町本庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町本庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町本庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二二二D長船町西須恵〇〇二 土石流

次の図のとおり

二二二D長船町東須恵〇〇六 土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、瀬戸内市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二二二K牛窓町牛窓〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町牛窓〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町牛窓〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町牛窓〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町鹿忍〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町鹿忍〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町千手〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町長浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町長浜〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町長浜〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K牛窓町長浜〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町下笠加〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町下山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町尻海〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町尻海〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町尻海〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町尻海〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町豊原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町豊原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二二K邑久町豊原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

二二二D	邑久町豊原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二二D	邑久町尻海〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D	牛窓町鹿忍〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二K	長船町磯上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	長船町磯上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	長船町土師〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町虫明〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町箕輪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町本庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町本庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町豊原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

二二二D	邑久町虫明〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二二D	邑久町虫明〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二二D	邑久町虫明〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二二D	邑久町虫明〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二二D	長船町飯井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二二D	長船町西須恵〇〇二	土石流	次の図のとおり
二	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二二二K	牛窓町牛窓〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町牛窓〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町牛窓〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町牛窓〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町鹿忍〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町鹿忍〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町千手〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町長浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町長浜〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	牛窓町長浜〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町下笠加〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K	邑久町下山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

二二二K邑久町尻海〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町尻海〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町豊原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町本庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町本庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町本庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町箕輪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町虫明〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二二二K長船町磯上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町磯上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二D牛窓町鹿忍〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町尻海〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町尻海〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町豊原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町虫明〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町虫明〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町虫明〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町虫明〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二二D長船町飯井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二二D長船町西須恵〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

〔五九〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11363159039	種畜の名前の変更	光晴栄	稀崎2983
11363159039	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雑牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

〔六〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 幸西地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 幸西地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十一年二月八日から同年三月一日まで

四 縦覧の場所

岡山市東区役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント 津山東部二期地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント 津山東部二期地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十一年二月八日から同年三月一日まで

四 縦覧の場所

津山市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 大井手地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 大井手地区）計画書

三 縦覧の期間

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

四 縦覧の場所

平成三十一年二月八日から同年三月一日まで

鏡野町役場

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 樋路池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 樋路池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十一年二月八日から同年三月一日まで

四 縦覧の場所

美咲町役場

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

(六一) 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市及び真庭市	測量区域
基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)	測量の種類
平成三十一年一月八日	終了年月日

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

〔六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市北方、下山坂、上山坂地内	測量区域
公共測量（地図作成業務）	測量の種類
平成三十年十一月二十九日	終了年月日

平成31年2月8日 岡山県公報 第12066号

〔六三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市刑部字水車一五七一―一、一五七一―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県大府市東新町三丁目一―コープ野村A棟八一六号

藤原 信宏

藤原 寿子

三 許可番号

岡山県指令建指第三一二号